

品川区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

制定 昭和60年3月14日区長決定

改正 平成21年3月10日要綱第70号

(目的)

第1条 この要綱は、小規模給水施設の衛生管理に必要な事項および汚染事故発生時における措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 小規模給水施設の衛生管理は、管理者自ら責任を持って行うべきものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、管理者の協力のもとに指導を行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模給水施設 (以下「給水施設」という。) 貯水槽を有する水道の施設のうち「水道法」または「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受けないものをいう。
- (2) 管理者 給水施設の所有権または管理権を有する者をいう。
- (3) 貯水槽 受水槽、高置水槽および圧力水槽をいう。
- (4) 水道事業者 水道法第6条第1項の規定による許可を受けて水道事業を営営するものをいう。

(責務)

第4条

- 1 管理者は、給水施設の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。
- 2 保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。

(平常時の業務)

第5条

- 1 管理者は、給水施設について次に掲げる業務を行うように努めるものとする。
 - (1) 貯水槽の周囲を常に清潔に保つこと。
 - (2) 給水施設の損傷等の有無および状況について、定期的に点検を行うこと。
 - (3) 末端給水栓における水の色・濁り・臭いおよび味等の異常の有無についての検査ならびに残留塩素の測定を定期的に行うこと。また、その結果から異常が判明したときは、直ちに保健所長に連絡してその指導を受けること。
 - (4) 必要に応じて、水道法に定める水質検査を行うこと。
 - (5) 貯水槽の清掃を定期的に行うこと。
 - (6) 給水施設は、清浄な飲料水を供給するのに支障のない適切な構造設備とすること。

2 保健所長は、次に掲げる業務をおこなう。

- (1) 給水施設の実態を把握するために必要な調査を行うこと。
- (2) 管理者に対して給水施設に関する衛生上必要な指導を行うこと。
- (3) 給水施設の衛生管理に関する住民相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

(汚染事故発生時の措置)

第6条

1 管理者は、給水施設に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し飲料水が汚染されたとき、またはその恐れがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 当該施設の利用者に事故の発生を周知するとともに、給水停止・使用制限等の措置をとること。
- (2) 速やかに汚染の原因を除き、当該施設の復旧を図ること。
- (3) 給水停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。
- (4) 当該施設が復旧した後は、水質検査を行って飲料水の安全を確認してから、給水を開始すること。

2 保健所長は、給水施設に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、またはその恐れがある時は、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 情報収集および関係機関への連絡

ア. 事故の内容を的確に把握すること。

イ. 必要に応じて水道事業者に連絡し、汚染調査、管理者に対する指導または代替水の確保が円滑に行えるようにすること。また、重大な事故であると判断した場合は、速やかに健康福祉事業部長に連絡し協議すること。

(2) 汚染調査および水質検査

ア. 汚染調査 当該施設の管理者（管理者不在の場合は関係者）の立会のもとに現場調査（簡易水質検査を含む）を行い汚染の原因および経路を調査すること。

イ. 水質検査 汚染調査の結果必要であると認めた場合は水質検査を行うこと。

(3) 管理者に対する指導、汚染調査または水質検査の結果、必要があると認めた場合は、第6条第1項の規定により適切な措置をとるよう、当該施設の管理者を指導すること。なお、代替水の確保が困難なときは、健康福祉事業部長と協議すること。

3 前条の協議を受けた健康福祉事業部長は、保健所長の措置が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じなければならない。

(補 則)

第7条 この要綱の実施に係る細目は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。